

ガジュマル苗木に対する *Meloidogyne enterolobii* に係る緊急的な輸入検査  
対応について

## 1. 経緯

- (1) 本年2月、植物防疫所における輸入検査において、中国産ガジュマル (*Ficus microcarpa*) 苗木に根こぶ症状を認め、当該根こぶから *Meloidogyne* 属線虫を検出。
- (2) 4月、詳細な形態観察及び遺伝子診断の結果、当該線虫を *Meloidogyne enterolobii* と同定。  
※ *Meloidogyne enterolobii* : 植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表1の2の8項で、輸出国での栽培地検査の対象として規定する検疫有害動植物。
- (3) 現在、ガジュマルは、本線虫の対象植物として規則別表1の2の8項で規定されていない。

## 2. 緊急の暫定措置

今般の事例を受け、ガジュマルが本線虫の寄主となるおそれがあることから、本線虫の侵入を適切に防止するため、暫定的な措置として、輸入検査において以下の対応を実施する。

なお、今般の検出事例を受け、以下の対象植物について、WTO/SPS 緊急通報により栽培地検査を要求予定。当該通報による措置の発効後に発行された検査証明書において、当該栽培地検査に係る追記が適切にされていない場合、廃棄・返送となる。

- (1) 対象植物  
貨物、郵便物、携帯品として輸入される、規則別表1の2の8項に掲げる地域からのガジュマル生植物の地下部であって栽培の用に供し得るもの
- (2) 対応を行う期間  
令和5年5月5日から当面の間
- (3) 精密検定  
輸入植物検疫規程（昭和25年農林省告示第206号）別表第1で規定される検査数量について、地下部の綿密な確認を行うとともに、検査数量の10%以上について、地下部及び培養資材を対象にベルマン法を実施
- (4) その他  
対象植物の輸入に当たり、精密検定の実施に関して以下の点について留意いただきたい。
  - ・ 検定実施のため輸入検査時に荷口を留め置くため、苗等の生植物においては、検定が終了するまでの間に傷みや枯死等による品質劣化の可能性があること

(参考)

- ・ *Meloidogyne enterolobii* 発生地域からのガジュマル苗木の輸入検査実績（貨物・郵便物・携帯品）

(数量：本)

	令和2年		令和3年		令和4年		3年間合計	
	検査 件数	検査 数量	検査 件数	検査 数量	検査 件数	検査 数量	検査 件数	検査 数量
中国産	82	695,474	118	1,045,394	114	1,018,143	314	2,759,011
米国産	0	0	1	1	0	0	1	1